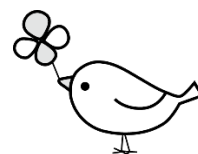


令和4年4月からの、

諏訪市の不妊および不育治療費等助成事業補助金についてお知らせします。

諏訪市では不妊および不育治療を受けたご夫婦の経済的負担を軽減することを目的に、治療に要する費用の一部を助成します。

対象者	<u>次の条件をすべて満たす夫婦（事実婚関係にあるものも含む）</u> 1. 夫婦の双方又は一方が、一年以上諏訪市に住所を有している 2. 夫婦ともに市税を滞納していない 3. 夫婦ともに公的医療保険に加入している（社会保険、国民健康保険など） 4. 医療機関において、不妊治療または不育治療が必要と診断されている
対象となる治療	<u>保険適用・適用外問わず医師が認める不妊および不育治療費、諏訪市への申請のための医療機関証明書発行手数料</u> ※県の不妊治療（先進医療）費用助成事業や不育症治療支援事業の助成を受けた場合は、県の助成額を差し引いた額を対象とする（事前に県へ申請の相談をしてください） ※令和4年3月31日以前から継続している治療については、4月1日以降の治療費について対象とする ※夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療、代理母・借り腹による不妊治療は対象外とする ※県の「不妊に悩む方への特定治療支援事業」（経過措置・令和4年度のみ）の助成を受けた治療は諏訪市への申請はできない ※他の自治体で助成を受けた治療は対象外とする
助成金額	<u>文書料を含む、治療費自己負担分から高額療養費などの各保険法に基づく給付、任意給付の額を差し引いた額の1/2の額（上限10万円）</u> ※計算方法の詳細については受付時にご説明します
助成回数等	<u>同一の夫婦に対して一年度（4月～翌年3月）につき1回、1子につき通算6回まで申請可能</u> （不妊治療・不育治療両方を同じ期間内に受けている場合は、合算して1回の申請とすることができる。また、R3年度までの回数はリセットされる）
申請期限	<u>治療終了後6カ月以内</u> （ただし、令和4年4月から9月末までに終了した治療は令和5年3月31日まで申請が可能） ※治療終了日とは、様式第2号-（2）に書かれる「治療終了年月日」です



<申請から助成までの流れ>

- 1 制度のご案内のため、必ず事前に保健センターへ申請を希望する旨の連絡をして、来所してください
- 2 必要に応じて保険者に限度額認定証を申請してください（3P 参照）
- 3 医療機関へ必要書類（2P）を提示し、証明を受けてください（医療機関ごと、薬局ごと必要です）
- 4 保健センターへ事前連絡のうえ、書類を提出してください
- 5 申請から約1ヶ月後に助成事業補助金交付決定通知書が届き、その後指定口座へ補助金が振り込まれます

～ 令和3年度までと申請できる時期が変更されています ～

令和3年度まで・・・4月1日～翌年3月31日の間に行った治療費について、その年度内に申請する。
令和4年度以降・・・令和4年4月1日以降の治療について、受けている一連の治療が終了した日から
6か月以内に申請する。

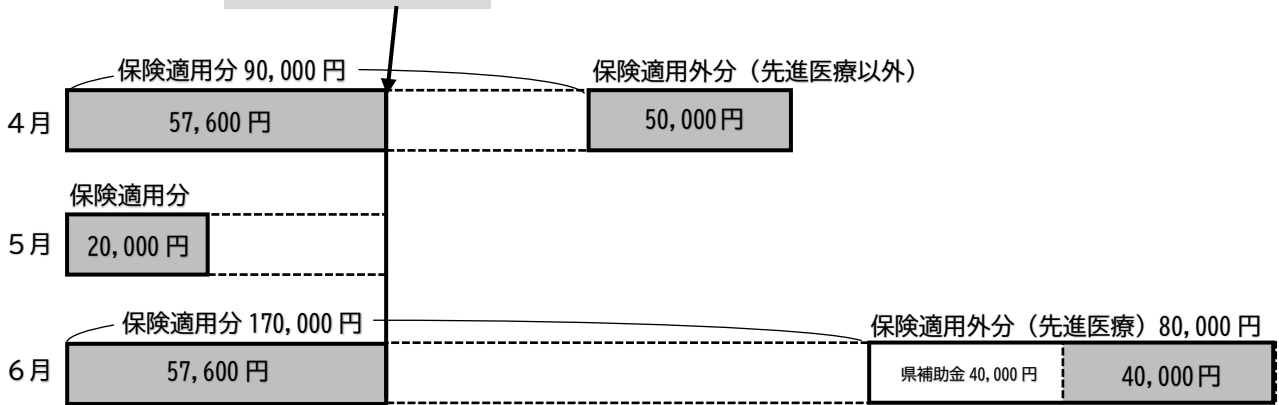
例) 令和4年12月1日～令和5年5月1日まで行った一連の治療については、その期間（R4.12.1～
R5.5.1）の治療費を令和5年11月1日までに申請する。（年度をまたいだ治療でもよい）

<必要書類>

- ①諏訪市不妊及び不育治療費等助成事業補助金交付申請書（様式第2号－1）
- ②諏訪市不妊及び不育治療費受診医療機関医師証明書（様式第2号－2） ※医療機関記入書類
- ③諏訪市不妊及び不育治療費受診医療機関及び薬局証明書（様式第2号－3） ※医療機関等記入書類
※夫婦で同一の医療機関で治療を受けている場合は、夫婦で一部提出
※金額の誤りは、訂正印では修正できませんのでご注意ください
- ④被保険者証の写し（夫婦二人分）
- ⑤領収書原本（不妊・不育治療に関わるもののみ）受付時にコピーを取って原本をお返しします
- ⑥事実婚に関する申立書 ※事実婚または夫婦が別世帯の場合のみ提出
- ⑦限度額認定証の写し ※加入医療保険に申請した場合のみ
- ⑧高額療養費決定通知書の写し ※加入医療保険から高額療養費の支給があったときのみ
- ⑨同一治療について、県から助成を受けた場合、その交付決定通知書等の写し（重複して助成が受けられる県の助成事業については、前頁の「対象となる治療」参照）

◇県補助金を併用した場合の計算例

高額所得区分①（月額限度額 57,600 円）の限度額証を使用した場合



⇒ 自己負担計 225,200 円のうち、市から 100,000 円の補助を受け、最終的な自己負担は 125,200 円になる。

<※高額療養費制度について>

医療費が、月額限度額を超える場合には、事前に加入医療保険に「限度額認定証」を申請しておくことで、窓口での請求金額が上限額までになります。

限度額証を申請せず、後日加入医療保険へ高額療養費を請求しても最終的な自己負担額は変わりませんが、高額療養費の支給には 3 カ月ほどかかる場合があるため、市の不妊治療補助金をスムーズに申請するためにも、高額な治療費が予想される場合にはあらかじめ「限度額認定証」を申請されることをお勧めします。

高額療養費の自己負担限度額は所得等によって異なります。詳細や限度額認定証の申請については加入医療保険にお問い合わせください。

ご不明な点は、お気軽にご相談ください

<お問合せ先>

子育て世代包括支援センター（諏訪市保健センター）

諏訪市湖岸通り 5-12-18

TEL:0266-52-4141 (内線 592)

FAX : 0266-58-0019

E-mail : kenkoushien@city.suwa.lg.jp

